

## 航空法の一部を改正する法律

(平成一五年七月一八日法律第一二三号)

### 一、提案理由(平成一五年五月二一日・衆議院国土交通委員会)

扇國務大臣 ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

航空が国民の足として定着し、だれもが日常的に利用できる身近で便利な交通機関として、今や国民生活の向上や経済活動にとっても欠くことのできないものとなる中で、近年、トイレでの喫煙その他の航空機内における安全阻害行為等が急増していることから、このような行為を抑止し、航空の安全を確保する必要が高まってきております。また、昨年、我が国で初めて航空運送事業者が持ち株会社を設立して経営統合を行うなど、航空輸送をめぐる経済社会情勢が大きく変化してきており、これに的確に対応するために、所要の措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、このたびのこの法案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、航空機内にある者は安全阻害行為等をしてはならないこととともに、機長が行為者に対して禁止命令をすることができることとし、命令に違反した者は罰金刑に処することといたしております。

第二に、航空運送事業の許可の要件として、申請者の持ち株会社等の議決権の三分の一以上を外国人が占めないこと等の事由を追加することといたしております。

その他、飛行計画の事前通報義務について、一定の場合には飛行を開始した後でも通報することができる規制緩和を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法案が速やかに成立いたしますように、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

### 二、衆議院国土交通委員長報告(平成一五年五月二九日)

河合正智君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、航空法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における航空輸送をめぐる経済社会情勢の変化に的確に対応するため、航空機内にある者は、安全阻害行為等をしてはならないこととともに、機長が行為者に対して中止命令をすることができることとし、命令に違反した者は罰金刑に処することなどの所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十日本委員会に付託され、翌二十一日扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑に入り、二十七日質疑を終了しました。

質疑の中では、国土交通省令で定められる安全阻害行為等の具体的形態、罰則の適用

などについて議論が行われました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党の七会派共同提案により、機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示及び検討条項を追加することなどの修正案が提出され、本修正案について趣旨説明を聴取しました。次いで、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年五月二七日）

今田委員 今田でございます。

航空法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明を行います。

ただいま議題となりました航空法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示として、航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為を加えることとしております。

第二に、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法第七十三条の四第五項の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○附帯決議（平成一五年五月二七日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 機内安全阻害行為等の実態把握を引き続き行い、公表する等の措置を講じるとともに、航空法及び同法施行規則を、社会情勢の変化に応じて適切な見直しを行うよう努めること。その際、航空機内のすべての場所における喫煙及び他の旅客へのセクシュアル・ハラスメント等の航空機内の秩序を著しく乱す行為に対する罰則の適用を含めて検討を加えること。
- 二 機内安全阻害行為等に対する罰則については、法律の施行までに広く一般に周知の徹底を図り、啓発に努めること。
- 三 機長や乗務員の権限の濫用を避ける観点から、ガイドラインを作成する等の必要な措置を講じること。

四 航空運送事業者の持株会社の経営状況及び財務状況の健全性と航空安全・公共性が確保されるよう、持株会社に対して適切な指導監督を行うよう努めること。

五 飛行計画に係る事前通報義務の緩和については、通報義務を負っている者に対して適切な指導を行うよう努めること。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一五年七月一日）

藤井俊男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、航空法の一部を改正する法律案は、近年、航空機内において喫煙その他の安全阻害行為等が急増していることから、このような行為を禁止し、処罰すること、また、昨年、我が国で初めて航空運送事業者による持株会社が設立されたことから、持株会社に対する外資規制を行う等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、国際拠点空港である成田空港民営化後の将来展望、非航空系収入の増加策と航空利用者への利益還元、民営化後の空港周辺地域における環境対策、共生策の在り方、成田空港のアクセス機能の向上策、改正航空法の内容の周知徹底方策、省令で定める安全阻害行為等の内容と今後の見直しその他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、順次採決の結果、成田国際空港株式会社法案は多数をもって、航空法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、航空法の一部を改正する法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一五年七月一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、機内安全阻害行為等の実態把握を引き続き行い、公表する等の措置を講じるとともに、航空法及び同法施行規則を、社会情勢の変化に応じて適切に見直しを行うよう努めること。その際、航空機内のすべての場所における喫煙及び他の旅客へのセクシャル・ハラスメント等の航空機内の秩序を著しく乱す行為に対する罰則の適用を含めて検討を加えること。

二、機内安全阻害行為等に関する規制強化の趣旨及びその内容について、広く国民・旅客に周知徹底を図り、啓発に努めること。

三、法改正の実効性を確保するとともに、旅客間、航空機間、航空会社間で異なる扱いが生ずることがないように、運用基準等の作成及び訓練の実施等の必要な措置を講じること。

- 四、円滑で快適な旅行が行えるよう、多様化する旅客ニーズの把握に努めるとともに、機内設備の使用方法の案内等旅客利便の向上・増進が図られるようにすること。
- 五、航空機の安全運航の確保のため、危険物の持込みの事前チェックの徹底等航空保安対策の充実強化を図るとともに、旅客が持ち込む電子機器による航空機への影響について調査研究を進め、適切な対応方策の検討を行うこと。
- 六、航空運送事業者の持株会社の経営・財務状況の健全性を確保し、航空の安全と公共性の維持が図られるよう、持株会社に対する適切な指導監督に努めること。
- 七、飛行計画に係る事前通報義務の緩和については、通報義務を負っている者に対して適切な指導を行うよう努めるとともに、ヘリコプターの計器飛行方式による運航の拡大に向けた環境整備を図ること。
- 右決議する。